

特定非営利活動法人 雷保護システム普及協会

入会要件

現在の 会則によると入会条件は下記になる。

雷保護システム普及協会の入会及び退会に関する規則によれば、

【会則抜粋】

(目的)

第 1 条 この規定は特定非営利活動法人 雷保護システム普及協会（以下本協会という。）定款第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、本協会の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地異の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第 2 条 定款第 5 条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体とする。なお、正会員をもって、特定非営利活動法人に関する法律上の社員とする。

- 1 正会員 本協会の事業に賛同して入会した個人
- 2 賛助会員 本協会の目的に賛同して、その事業を参道するために入会した個人又は団体

となっております。